

## 文化財出前講座

文化財課の職員が、これまでの業務の中で調査・研究した成果を、市内各所に出向いて分かりやすく説明します。

自治会や老人会の研修、学校での郷土学習などにご利用ください。

④ ご相談に応じます（講座は1～2時間程度）

¥ 無料（資料費・材料費は実費負担です）



④ **申込期限** 開催希望日の1か月前（講座の準備などのため）

※講座へ出向く地域は市内に限ります。

※講師謝礼は不要です。

<出前講座のテーマ例>

【彦根の歴史と文化】

- ▶彦根のお城 ▶彦根のまち・道
- ▶弥生・古墳時代の歴史と文化
- ▶遺跡から学ぶ地域の歴史 ▶大名の庭園
- ▶地図と写真でふりかえる彦根の歴史
- ▶近現代の中の井伊直弼

【その他】

- ▶勾玉づくり ▶旧井伊神社社殿
- ▶彦根の日本遺産（彦根城、玄宮楽々園、お浜御殿）
- ▶彦根城を世界遺産に

④ 問 文化財課 ☎ 27-3544 FAX 27-3554

## 祝日にごみ等を収集します

5月4日（月・祝）

- ▶燃やすごみ
- ▶容器包装プラスチック

同5日（火・祝）

- ▶燃やすごみ
- ▶容器包装プラスチック

同6日（水・振）

- ▶埋立ごみ
- ▶容器包装プラスチック ▶缶

※5月4日（月・祝）、同5日（火・祝）に「びん・缶」は収集しません。  
 ※清掃センター、中山投棄場へは搬入できません。

※集積所の前には、車などを停めないでください。収集業務に支障が出ないようにお願いします。

※詳しくは「ごみ等の収集カレンダー」をご覧ください。

④ 清掃センター

☎ 22-2734 FAX 24-7787

## ストップ！農業濁水

代かきや田植えの時期が近づいてきました。この時期、農作業による濁水が流出すると、琵琶湖の水質を悪化させ、魚などの生き物が住みにくくなります。

地域ぐるみで濁水防止に取り組まれています。農業者一人ひとりの心がけも重要です。

次の事項を実践し、水田から農業濁水を流さないようにしましょう。

- ▶けい畔（あぜ）の点検、あぜ塗り、あぜシートの設置などをして、水漏れを防ぎましょう。
- ▶代かきは、浅水で行いましょう。
- ▶水の管理は計画的に行い、田植え前の強制落水はやめましょう。

④ 農林水産課

☎ 30-6118 FAX 24-9676

## 意見公募手続制度結果

彦根市地域総合センター等  
適正管理計画（素案）

意見の件数 0件

④ 人権・福祉交流会館  
☎ 25-0164 FAX 28-4373

彦根市学校施設等  
適正管理計画（素案）

意見の件数 0件

④ 教育総務課  
☎ 24-7972 FAX 23-9190

## ウィズさんかく塾（男女共同参画セミナー）

男女共同参画社会に関するさまざまな課題に気づき、身近な地域や団体で、実践に結びつけるような知識や技術を習得します（詳しくは下表のとおり）。

④ 5月9日、同23日、6月6日、同20日、7月4日（全5回）

いずれも土曜日の10:00～12:00

④ 市内在住・在勤・在学の人

④ 30人（先着順）

④ 申込方法 電話、FAX、メール、窓口のいずれか

④ 申込開始日 4月15日（水）

④ 1人1回300円（0歳～就学前、要予約）

④ 男女共同参画センター「ウィズ」（平田町670）

☎ 24-3529 FAX with.hikone@oboe.ocn.ne.jp



月日	内容
5月9日（土）	開講式、彦根市男女共同参画推進事業者表彰式、テーマ「男女共同参画ってなんだろう？」
5月23日（土）	「まちに出よう！彦根最古の神社 千代神社の歴史を学ぼう」（訪問先：千代神社）
6月6日（土）	「これってワタシがするの？～オトコのしごと、オンナのしごと～」
6月20日（土）	公開講演会～男女共同参画週間にちなんで～「彦根藩の女性たち」
7月4日（土）	テーマ「伝統を守り、繋ぐ～蔵元の新たな挑戦！～」、閉講式

## 固定資産の価格等 令和2年度の縦覧・閲覧

令和2年度の固定資産税額の基になる土地・家屋・償却資産の価格（評価額）などを、3月末に決定し、新しい価格などを次のとおり開示しています。縦覧・閲覧には、本人確認ができる書類などの提示が必要です。詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

▶ 縦覧

納税者が、自分の資産の評価額が適正かどうか、他の資産の評価額と比較して確認するものです。

④ 期間 6月1日（月）まで

④ 場 税務課（彦根駅西口仮庁舎3階）

縦覧できる人 今年の1月1日現在、市内に課税対象の土地・家屋を所有する人

縦覧の対象 土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿

※縦覧帳簿には、土地・家屋の所有者や税額は記載していません。

▶ 閲覧

納税義務者が、固定資産課税台帳の自分の資産について記載された部分を確認するものです。借地人・借家人も、使用・収益の対象となる資産の課税内容を確認できます。

④ 期間 通年

④ 場 税務課（彦根駅西口仮庁舎3階）

閲覧できる人 納税義務者（所有者）とその同居の親族、または借地人・借家人など

※借地人・借家人などは、閲覧の範囲が限られます。

④ 閲覧の対象 土地・家屋・償却資産の各固定資産課税台帳、名寄帳

▶ 審査申出

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合、彦根市固定資産評価審査委員会（総務課内）に、審査を申し出ることができます。

④ 期間 納税通知書の交付を受けた日の後3か月までの間

④ 申立てできる人 令和元年中に新築・増築された家屋、地目変更や価格の修正のあった土地の所有者

④ 税務課資産税係 ☎ 30-6138 FAX 22-3052